

今泉工場建替事業 実施方針

令和8年7月

仙台市

今泉工場建替事業 実施方針

目次

1 事業内容.....	1
2 民間事業者が実施する事業の範囲.....	5
3 本市が実施する業務の範囲.....	6
4 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
5 民間事業者の審査及び選定.....	14
6 落札者決定後の手続き.....	16
7 著作権.....	16
8 費用負担.....	17
9 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	17
10 公共施設の立地に関する事項.....	18
11 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	19
12 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項.....	19
13 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
14 その他事業の実施に関する必要事項.....	19

用語の定義

本実施方針においては、下記のとおり用語を定義する。

項目	定義
本市	仙台市をいう。
本事業	今泉工場建替事業をいう。
本施設	本事業において、建設請負事業者が設計して建設する新焼却施設及び新粗大ごみ処理施設をいい、プラント及び建築物等を総称していう。
処理対象物	本市で発生した家庭ごみ、事業系可燃ごみ、破碎残渣、剪定枝、災害廃棄物等をいう。
DBO 方式	公共が資金調達し、Design(設計)、Build(施工)、Operate(運営)を一括して民間事業者が請負及び委託する方式をいう。
基本協定	落札者決定直後に本市と落札者の間で、特定事業契約に向けた基本的な取り決めを定める協定をいう。
特定事業契約	本市と民間事業者が締結する 3 つの契約（基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約）をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、本市と民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な、本事業の全般にわたる事項及び本事業に係る基本的事項を定めるために締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本市と建設請負事業者が締結する建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
運營業務委託契約	本市と運營業務事業者が締結する運營業務委託契約書に基づく契約をいう。
民間事業者	本事業を落札し実施する企業又は共同企業体をいう。
構成員	特別目的会社に出資するそれぞれの企業をいう。
建設請負事業者	民間事業者のうち、本施設の設計・施工を担当する企業をいう。
代表企業	構成員のうち、新焼却施設のプラントの設計・建設を担当する企業をいう。なお、応募手続等は代表企業が行うものとする。特別目的会社を設立する場合、最大の出資者となる。
特定建設工事共同企業体	本事業の実施にあたり、代表企業とその他の企業によって組織する共同企業体をいう。なお、代表者は代表企業が務めることとする。ただし、契約相手方相手の下請けとして使用する共同企業体については、便宜上、協力企業として扱う。なお、本市との建設工事請負契約相手方は、単独企業又は特定建設工事共同企業体のどちらかとなる。
協力企業	本事業を実施する企業のうち、構成員以外の企業をいう。
特別目的会社（SPC）	本事業の運営を実施するために、民間事業者が会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として市内に設立する会社をいう。
運營業務事業者	本事業の運営を行う企業をいう。なお、特別目的会社を設立する場合は当該企

項目	定義
	業が運営事業者となる。
応募者	本事業の入札に単独の企業で参加する場合には当該企業を、複数の企業で応募する場合には、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。
入札参加者	応募者のうち、資格審査を通過した者をいう。
落札候補者	本事業の入札に際して、本市が定める基準等に基づき落札候補者として決定した者をいう。
落札者	本事業の入札に際して、本市が落札者として決定した者をいう。
選定委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本市が設置する学識経験者等で構成される委員会をいう。
募集要項	本事業の入札公告の際に配布する入札説明書、要求水準書、基本協定書案、契約書案（基本契約書(案)、建設工事請負仮契約書(案)及び運營業務委託契約書(案)）、落札者決定基準書及び様式集等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう
処理困難物	搬入されたごみのうち、処理に適さないものとして選別除去したものをいう。
処理不適物	本市では収集処理できないものをいう。（例：家電４品目、タイヤ、ガソリン等）

1 事業内容

(1) 事業名称

今泉工場建替事業

(2) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設の管理者

仙台市長 郡 和子

(4) 事業目的

本市が保有する一般廃棄物処理施設（今泉工場、葛岡工場、松森工場）のうち稼働年数が最も長い今泉工場は、平成 29（2017）年度に実施した基幹的設備改良工事から約 10 年が経過しており、建築物の老朽化や他都市における焼却施設の更新状況を考慮すると、焼却施設やほぼ同時期に稼働を開始した粗大ごみ処理施設について建て替えが必要な状況である。今泉工場が稼働停止した場合、本市が推進するごみ減量施策によって計画どおりにごみの減量が進んだ場合においても、葛岡工場と松森工場の 2 工場体制では、処理能力が不足すると見込まれる。

本事業は、将来の安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築に向け、今泉工場の建替事業に係る設計・建設及び運営維持管理を一括で民間事業者に発注するものである。

(5) 事業概要

本事業は DBO 方式により実施するものとする。

本事業における建築物及びプラントの設計・建設は、単独企業又は建設請負事業者が設立する特定建設工事共同企業体（JV）が実施するものとし、運営については運営事業者が実施するものとする。

運営委託期間は 20 年間としているが、本市は事業期間終了後に基幹的設備改良工事等を実施し、概ね 50 年間の施設使用を想定している。このため、民間事業者は当該施設の長期使用を前提として設計・建設及び運営を行うものとする。

(6) 整備概要

建設予定地 : 宮城県仙台市若林区今泉字上新田 103

建設工事面積 : 約 26,000 m²

施設整備概要 : 整備する施設の種類及び規模は以下のとおりとする。

施設の種類	施設規模	処理方式
新焼却施設	307 t / 日※	ストーカ式
新粗大ごみ処理施設	78 t / 5h	破碎・選別
うち不燃性粗大ごみ	28 t / 5h	
可燃性粗大ごみ	25 t / 5h×2	

※今泉工場建替基本計画（令和 7 年 6 月）に基づき、指定ごみ質の範囲内において、下記の能力を有するものとする。

施設規模 : 307 t / 日（153.5 t / 24h×2 炉、年間 290 日稼働時）

ただし、年間稼働日数を 300 日程度まで延長することが可能な場合には、施設規模を 300t / 日未満となるように、施設規模、1 炉当たりのごみ処理能力及び年間稼働日数を提案することができる。詳細は要求水準書（案）「第 1 編 第 2 章 第 9 節 1 公称能力」を参照。

計画ごみ質 : 新焼却施設の計画ごみ質は、以下のとおりとする。

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成 分	水分 (%)	57.5	44.0	30.9
	可燃分 (%)	36.9	50.7	64.2
	灰分 (%)	5.6	5.3	4.9
低位発熱量 (kJ/kg)		6,500	9,800	13,000

(7) 事業期間 (予定)

設計・建設期間 着手：令和 9 年 12 月

完成：令和 14 年 11 月

運営期間 引渡しの翌日から 20 年間とする。

(8) 契約形態

本市は民間事業者には本施設の設計・建設及び運営を一括して委託する、若しくは請け負わせるために、本事業に係る基本協定を締結し、その後、基本契約を民間事業者と締結する。また、本市は基本契約に基づき、建設請負事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結するとともに、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

(9) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うにあたって、必要とされる関係法令等を遵守するものとする。

(10) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

No.	項目	日程
①	実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和 8 年 7 月
②	入札の公告	令和 9 年 1 月
③	落札者の決定	令和 9 年 9 月
④	基本協定の締結	③の後速やかに
⑤	必要に応じて特別目的会社（SPC）の設立	④の後速やかに
⑥	基本契約の締結	④又は⑤の後速やかに
⑦	契約詳細の協議	令和 9 年 10 月
⑧	建設工事請負契約の議会議決	令和 9 年 12 月
⑨	建設工事請負契約・運營業務委託契約の締結	令和 9 年 12 月
⑩	建設工事着手	令和 9 年 12 月
⑪	供用開始	令和 14 年 12 月
⑫	契約終了	令和 34 年 11 月

2 民間事業者が実施する事業の範囲

民間事業者が実施する事業の範囲は以下のとおりとする。

(1) 設計・建設

設計・建設は以下のとおりとする。

- ① 建設請負事業者は、本市と締結する建設工事請負契約及び本市の定める要求水準書並びに関係法令等に基づき、本施設の設計・建設を行う。
- ② 設計・建設の範囲は以下のとおりである。なお、詳細は募集要項に示すものとする。
 - 本施設の設計・建設工事
 - ・新焼却施設プラント工事
 - ・新粗大ごみ処理施設プラント工事
 - ・土木、建築工事（外構工事を含む）
 - 測量、地質等の調査（必要に応じて）
 - その他の工事
- ③ 本施設の建設に伴って発生する廃棄物の処理・処分、その他の関連業務、許認可申請、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

(2) 運営

運営は以下のとおりとする。

- ① 運営事業者は、本市と締結する運営業務委託契約及び本市の定める要求水準書並びに関係法令等に基づき、本施設の運営を行う。
- ② 運営の範囲は以下のとおりである。なお、詳細は募集要項に示すものとする。
 - 運営マニュアル及び運営計画の作成及び更新
 - 受付・計務（搬入の受付計量のみ本市職員が対応）
 - 運転管理
 - エネルギー利活用
 - 資源物等の貯留・搬出管理
 - 維持管理
 - 環境管理
 - 安全衛生管理
 - 防災対策及び事故対応
 - 環境学習（見学者対応は市の所掌で行う）
 - 情報管理
 - その他関連業務

- ③ 運営事業者は、本施設に搬入される処理対象物の処理並びに処理により生ずる処理残渣の貯留を適切に行う。また、運営事業者は、本施設から場外搬出する処理残渣について、本市が指定する運搬車両への積込又は積込補助を行う。なお、処理残渣の本施設内での保管のための事業用地内の運搬は、運営事業者が行う。
- ④ 運営事業者は、見学者説明用資料及び映像の作成・改訂及びパンフレット等の増刷を行う。
- ⑤ 運営事業者は、本施設の運営に関して住民等から意見を受けた場合、初期対応を行う。継続した対応が必要となる場合には、速やかに本市へ対応を引き継ぐ。また、民間事業者は必要に応じて本市と協議の上資料を作成し、住民との協議へ参加する。

(3) 事業期間終了時の引継

本市は、事業期間終了後も本施設を継続して使用するため、本施設の解体撤去は本事業の範囲には含まない。

本市は、事業期間終了前に、運営期間終了後の本施設の対応について別途検討するほか、民間事業者は、本市の検討に際して以下の事項に協力するものとする。

- ① 所有する図面・資料の開示
- ② 新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察
- ③ 運営期間中の財務諸表及び費用明細の提出
- ④ 運営事業者が雇用している地元採用者及び地元企業の斡旋
- ⑤ その他資料提供及び説明への協力

3 本市が実施する業務の範囲

本市が実施する主な業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 処理対象物の搬入

本市は、本施設への処理対象物等の搬入を行う。

(2) 自己搬入車両の入口計量

本市は、本施設への自己搬入車両の計量のうち、入口側で実施する計量のみ実施する。

(3) 本事業の監視

本市は、設計・建設期間中において、設計内容の承諾及び工事の監理・監督を行う。また、運営期間中において、本事業の実施状況の監視を行う。

(4) 残渣の処分

本市は、運営期間中において本施設から発生する処理残渣の処分（売却等を含む）を行う。

(5) 建設費及び運営費の支払い

本市は、建設工事請負契約及び運營業務委託契約に基づき、建設費を建設請負事業者に、運営費を運営期間にわたって運営事業者に支払う。

4 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定スケジュール

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から本市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、民間事業者を選定する。なお、民間事業者の選定は、特例政令適用制限付き総合評価一般競争入札により実施する。現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりとする。

No.	項目	日程
①	実施方針・要求水準書（案）の公表	令和８年７月下旬
②	入札の公告	令和９年１月
③	募集要項（要求水準書等）の配布開始	令和９年１月
④	募集要項（要求水準書等）に関する質問受付締切	令和９年２月
⑤	資格審査に係る質問の受付締切	令和９年２月
⑥	資格審査に係る質問への回答	令和９年２月
⑦	資格審査申請書の受付締切	令和９年２月
⑧	資格審査の実施	令和９年３月
⑨	資格審査結果の通知	令和９年３月
⑩	募集要項（要求水準書等）に関する質問への回答	令和９年３月
⑪	対面的対話の実施	令和９年４月
⑫	技術提案書・入札書等の提出	令和９年６月
⑬	基礎審査の実施	令和９年７月
⑭	事業者へのヒアリング	令和９年８月
⑮	非価格要素審査	令和９年８月
⑯	評価点の算出	令和９年９月
⑰	落札者の決定	令和９年９月
⑱	基本協定の締結	⑰の後速やかに
⑲	必要に応じて特別目的会社（SPC）の設立	⑱の後速やかに
⑳	基本契約の締結	⑱又は⑲の後速やかに

No.	項目	日程
①	契約詳細の協議	令和 9 年 9 月
②	仮契約（建設工事請負契約）の締結	令和 9 年 10 月
③	建設工事請負契約の議会議決	令和 9 年 12 月
④	建設工事請負契約・運營業務委託契約の締結	令和 9 年 12 月

(2) 応募者の構成

応募者の構成は以下のとおりとする。

- ① 応募者は、「2 民間事業者が実施する事業の範囲」に掲げる事業を実施する予定の者（一つの企業がこれらの役割のいくつかを兼任することを認める。）とする。
- ② 応募者は、「構成員」及び「協力企業」から構成するものとする。
- ③ 構成員のうち、新焼却施設又は新粗大ごみ処理施設について、プラントの設計・建設を行う企業又はいずれかの施設の運転維持管理を行う企業は出資を行うものとし、その他の企業の出資は認めない。

ア 特別目的会社を設立する場合の要件

特別目的会社を設立する場合の要件は次のとおりとする。

- (ア) 特別目的会社の本店所在地は市内を住所とし、資本金は応募者の提案によるものとする。
 - (イ) 代表企業（新焼却施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件を満たす1者）の出資比率は、運営期間を通じて出資者中最大（50%を超える割合）としなければならない。
 - (ウ) 会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を特別目的会社の会計年度終了後、速やかに本市に提出する。
 - (エ) 本市の同意なくして株式の譲渡、これに対する担保権の設定、その他の一切の処分を行ってはならない。
- ④ 特別目的会社を設立する場合、新焼却施設及び新粗大ごみ処理施設のプラントの設計・建設は構成員が主体として行い、運営は特別目的会社が行うものとする。
 - ⑤ 応募者は、参加資格申請時に主たる業務を担う企業名を明らかにしなければならない。主たる業務を担う企業とは、「4(4)建築物の設計・建設を行う企業の要件」、「4(5)新焼却施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件」、「4(6)新焼却施設の運転・維持管理を行う企業の要件」、「4(7)新粗大ごみ処理施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件」及び「4(8)新粗大ごみ処理施設の運転・維持管理を行う企業の要件」を満たす企業をまとめていう。
 - ⑥ 応募者が特定建設工事共同企業体を組織する場合は、参加資格申請時に特定建設工事共同企業体を構成する企業を明らかにし、それぞれが本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。
 - ⑦ 主たる業務を担う企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
 - ⑧ 主たる業務を担う企業が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。
 - ⑨ 主たる業務を担う企業と関連会社の関係にある企業が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。
 - ⑩ 主たる業務を担う企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。
 - ⑪ 上記「⑩」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア)資本関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条（平成18年法 務省令第12号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法同条3号及び同施行規則同条の規定による子会社を言う。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ)人的関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ)その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑫ 落札者に選定されなかった入札参加者の協力企業が、特定事業契約締結後に民間事業者の業務等を支援及び協力することはできるものとする。
- ⑬ 同一代表企業が複数の提案を行うことはできないものとする。

(3) 構成員及び協力企業の要件

本事業に参加する応募者は以下の該当する要件を満たすものとする。

- ① 構成員及び協力企業は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 主たる業務を担う企業は、本市の入札参加資格者名簿に登録されている又は参加資格申請時（令和9年2月）において、本市の入札参加資格者名簿へ登録申請中または登録見込みであること。ただし、本入札の参加希望者で上記の登録が無い者は、入札公告に示す期間及び方法により、随時登録の申請をすることができる。

（登録については以下のURLを参照：

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/jigyosha/keyaku/sankashikaku/uketsuke/index.html>）

- ③ 主たる業務を担う企業は、本市において指名停止を受けていないこと。
- ④ 主たる業務を担う企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 主たる業務を担う企業は、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
- ⑥ 主たる業務を担う企業は、会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年

法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。(会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。)

- ⑦ 主たる業務を担う企業は、法人税、事業税、消費税(地方消費税も含む。)、地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 主たる業務を担う企業は、本事業に関する本市のアドバイザー業務を受託する一般財団法人日本環境衛生センターと本事業において提携関係にないこと。また、同団体と資本若しくは人事面で関連がないこと。

(4) 建築物の設計・建設を行う企業の要件

建築物の設計・建設を行う企業は以下の該当する要件を満たすものとする。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、建築物の設計を行う者は全ての者が②、③を満たし、建築物の建設を行う者は全ての者が①、④を満たすこと。

- ① 建築物の設計・建設を行う企業は、建設業法(昭和24年法律第100号)による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 建築物の設計・建設を行う企業は、建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく有資格者を配置可能であること。
- ③ 建築物の設計を行う企業は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ④ 建設業法における「建築工事業」に係る主任技術者又は監理技術者(以下、まとめて「監理技術者等」という。)を本工事に専任で配置できること。なお、契約後の監理技術者等の交代を可とする。外国建設業者にあつては、建設業法に基づき監理技術者等となることができる者として国土交通大臣の認定を受けた者を含む。なお、設計・建設工事期間にわたり当該監理技術者等を配置するものとするが、工事現場が不稼働であることが明確な期間において、工事現場での専任は要さない。

(5) 新焼却施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件

新焼却施設のプラントの設計・建設を行う企業は、次の要件をすべて満たすこと。当該業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。なお、特別目的会社を設立する場合は、新焼却施設のプラントの設計・建設を行う企業は構成員とすること。

- ① 環境省(旧厚生省)が策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針(平成10年10月28日生活衛生局環境部長通知、平成14年11月15日一部改正)に適合する技術資料及び技術を保証する資料を提示することができること。
- ② 建設業法に基づく「清掃施設工事業」の許可を受けており、かつ同業に係る経営事項審査の総合評定値が1,000点以上であること。

- ③ 令和8年12月31日時点で地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注する、以下の全ての条件に該当する一般廃棄物処理施設を元請けとして納入した実績を有すること。
- ・ 過去 20 年（2006 ～ 2025 年度）以内に供用開始していること。
 - ・ 処理方式が「連続運転式焼却炉（回転式ストーカを含むストーカ方式）」であり、処理能力が次のいずれかを満たしていること。
 - a. 「150 t/日・炉」以上かつ複数炉構成である
 - b. 「300 t/日」以上かつ複数炉構成である
- ④ 建設業法における「清掃施設工事業」に係る監理技術者等を本工事に専任で配置できること。なお、契約後の監理技術者等の交代を可とする。外国建設業者にあつては、建設業法に基づき監理技術者等となることができる者として国土交通大臣の認定を受けた者を含む。なお、設計・建設工事期間にわたり当該監理技術者等を配置するものとするが、プラント工事着手までの期間及び工事現場が不稼働であることが明確な期間において、工事現場での専任は要さない。ただし、プラント工事着手前においても、プラントの施工計画書等については、監理技術者としての責を負うこと。

(6) 新焼却施設の運転・維持管理を行う企業の要件

新焼却施設の運転・維持管理を行う企業は、以下の 2 つの要件を満たすこと。なお、特別目的会社を設立する場合は、特別目的会社からの委託を受けて当該業務を行う企業を構成員とし、その企業が以下の要件を満たさなければならない。

- ① 新焼却施設の運転・維持管理を行う企業は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設である焼却施設のうちPFI方式、DBO方式又は長期包括運営委託（※）で施設の運営を実施しており、且つ処理方式が「連続運転式焼却炉（回転式ストーカを含むストーカ方式）」で廃熱ボイラ及び蒸気タービン発電設備を設けた複数炉構成からなる施設において、令和8年12月31日時点で1年以上の運転管理実績（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む。）を有している、若しくは1年以上の運転管理実績を有することが見込まれること。
- ※ 3年以上の継続性のある契約形態をいい、業務内容に維持補修・更新・運転・用役調達が含まれること。
- ② ①の施設での運転管理実績を有する専門の技術者を運営開始から1年以上専任で配置し、業務に従事させること。なお、契約後の当該技術者の交代を可とする。

(7) 新粗大ごみ処理施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件

新粗大ごみ処理施設のプラントの設計・建設を行う企業は、次の要件をすべて満たすこと。なお、当該業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。また、特別目的会社を設立する場合は、新粗大ごみ処理施設のプラントの設計・建設を行う企業は構成員とすること。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）の「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る

特定建設業の許可を受けていること。

- ② 以下の要件を全て満たす一般廃棄物処理施設のうち、粗大ごみ処理施設を元請けとして納入した実績を1件以上有していること。
 - ・ 過去20年（2006～2025年度）以内に供用開始している、若しくは当該期間に契約して将来に供用開始予定があること。
 - ・ 上記、粗大ごみの破砕処理施設（焼却施設の前処理設備を除く）の実績を有すること。
- ③ 建設業法における「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る監理技術者等を本工事に専任で配置できること。なお、契約後の監理技術者等の交代を可とする。外国建設業者にあつては、建設業法に基づき監理技術者等となることができる者として国土交通大臣の認定を受けた者を含む。なお、設計・建設工事期間にわたり当該監理技術者等を配置するものとするが、プラント工事着手までの期間及び工事現場が不稼働であることが明確な期間において、工事現場での専任は要さない。ただし、プラント工事着手前においても、プラントの施工計画書等については、監理技術者としての責を負うこと。

(8) 新粗大ごみ処理施設の運転・維持管理を行う企業の要件

新粗大ごみ処理施設の運転・維持管理を行う企業は、以下の2つの要件を満たすこと。なお、特別目的会社を設立する場合は、特別目的会社からの委託を受けて当該業務を行う企業を構成員とし、その企業が以下の要件を満たさなければならない。

- ① 新粗大ごみ処理施設の運転・維持管理を行う企業は、粗大ごみを処理対象物とする破砕処理施設において、令和8年12月31日時点で1年以上の運転管理実績を有していること。
- ② 維持管理業務実績を有する専門の技術者を運営開始から1年以上専任で配置し、業務に従事させること。

(9) 民間事業者の非選定

民間事業者の募集において応募者がいなかった等の理由により民間事業者を選定しなかった場合、本市はこの旨を速やかに公表する。

5 民間事業者の審査及び選定

(1) 民間事業者選定のフロー

民間事業者の審査及び選定は、以下のとおり実施する。

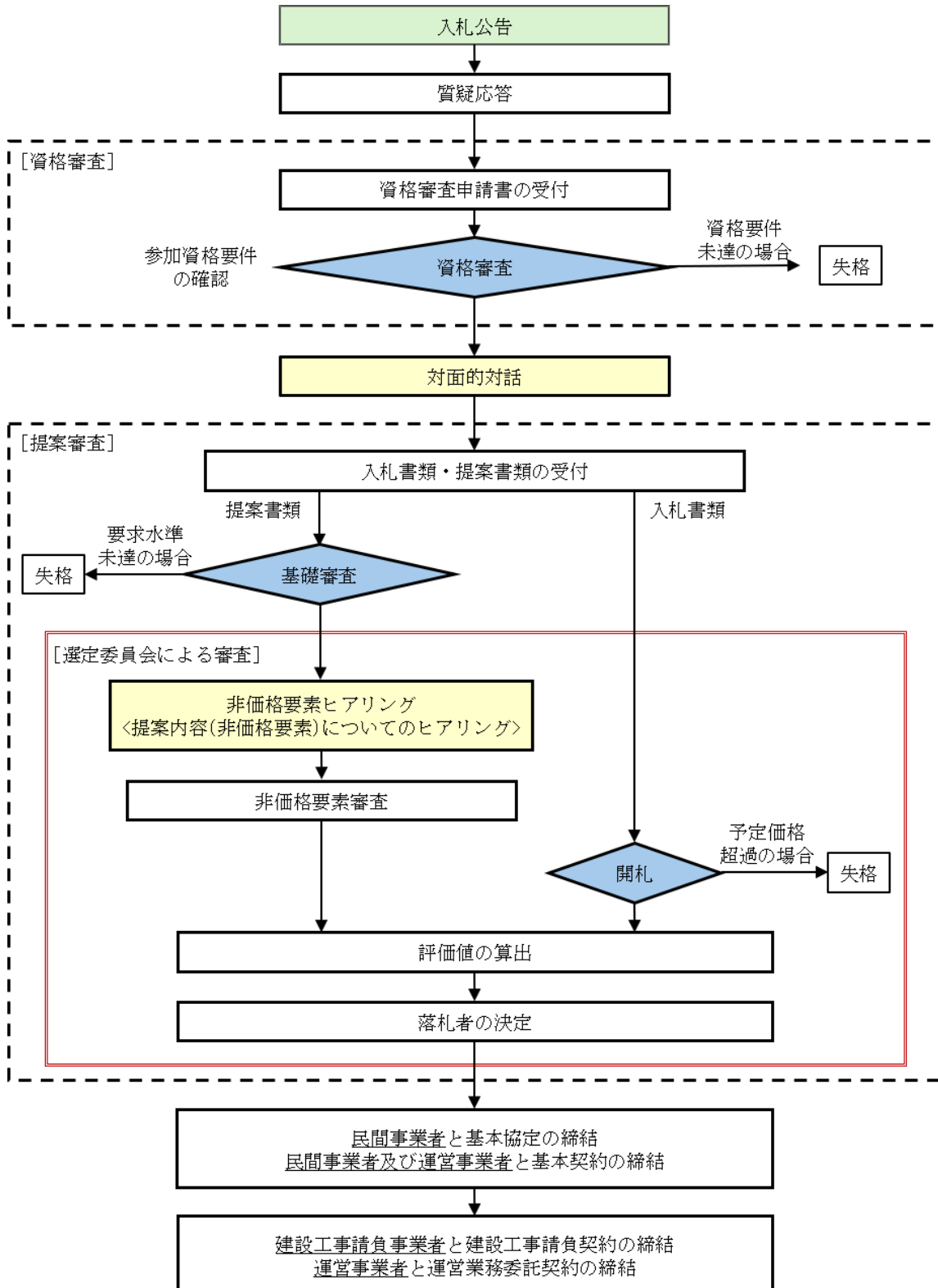


図 民間事業者の選定フロー（案）

(2) 選定委員会の設置

本市は、民間事業者の審査及び選定を実施するにあたって選定委員会を設置する。選定委員会は、学識経験者及び本市の職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容を検討し、評価した結果を本市に報告する。

(3) 審査方法

以下の手順で応募者の審査を行う。なお、評価方法等の詳細は募集要項に示すものとする。

ア 資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格審査申請書について、応募者が「4(3) 構成員及び協力企業の要件」、「4(4) 建築物の設計・建設を行う企業の要件」、「4(5) 新焼却施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件」、「4(6) 新焼却施設の運転・維持管理を行う企業の要件」、「4(7) 新粗大ごみ処理施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件」及び「4(8) 新粗大ごみ処理施設の運転・維持管理を行う企業の要件」に示した要件を満たしていることの確認を行う。

以上を満たすことが確認された応募者のみ、入札参加者として次段階の基礎審査に参加できる。なお、資格審査結果は各応募者に対して通知する。

イ 基礎審査

基礎審査は、入札参加者から提出された技術提案書及び事業計画書について、技術提案書が本市の要求する性能及び機能を満足するものであること。また、特別目的会社を設立する場合、事業計画書のうち事業収支（損益計算、キャッシュフロー）について、整合性の確認を行う。これらを満たすことが確認された入札参加者は次段階の非価格要素審査に参加できる。

ウ 非価格要素審査

基礎審査を通過し、参加資格を有する入札参加者の非価格要素審査を実施する。

非価格要素審査は、入札参加者から提出された提案書類について、審査基準に従い選定委員会において評価し点数化を行う。

評価にあたっては、必要に応じて入札参加者へのヒアリングを実施する。なお、審査基準及び配点等の詳細は、募集要項に示すものとする。

エ 総合評価

総合評価は選定委員会が非価格要素と価格要素の総合評価点を算出し、順位をつけて本市に報告する。なお、総合評価点の算出方法については、募集要項に示すものとする。

(4) 審査結果の公表

本市は、選定委員会から受けた報告を踏まえ落札者を決定し、その結果を公表するとともに、各入札参加者に対して通知する。

(5) 落札者の失格

応募者を構成する企業が、落札者決定から契約締結までに、本市との建設工事請負契約及び運營業務委託契約に関して以下の事由に該当した場合は、失格とする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。
- ② 贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人若しくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合（ただし、該当企業が、協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず、本市の判断により、当該協力企業の変更を認める場合がある。）。

(6) 民間事業者の選定

本市と落札者は、募集要項に基づき基本協定及び特定事業契約を締結する。

6 落札者決定後の手続き

(1) 特別目的会社の設立（必要に応じて）

落札者は落札者決定後すみやかに基本協定を締結し、特別目的会社を設立する。特別目的会社の本店所在地は本市内とする。なお、施設完成後は本施設内に特別目的会社を設置（移転登記を可）するものとする。

(2) 契約手続き

落札者は、本市と基本協定を締結し、その後、基本契約を締結する。基本契約に基づき、建設請負事業者は建設工事請負契約を、運営事業者は運營業務委託契約を締結する。

(3) 議会の議決

建設工事請負契約の締結にあたっては、本市議会の議決を得る必要がある。

7 著作権

提案書類の著作権は、応募者及び入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において、本市は著作権者と協議のうえ、提案書類の一部必要な範囲の公表を行う場合がある。

8 費用負担

応募申込み及び入札参加に係る経費は、応募者及び入札参加者の負担とする。

9 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設及び運営を行うものとする。

(2) 想定されるリスク及び分担

ア 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」等に基づき当該リスクを善良に管理可能な者が適正に分担するものとする。

イ 想定されるリスクの分担

本市と民間事業者のリスク分担は、原則として添付資料②「事業に係るリスク分担」の表による。なお、詳細については、募集要項に示すものとする。

(3) 本市による事業の実施状況の監視

ア 設計・建設期間中の対応

建設請負事業者は、設計・建設に係る図書を本市へ提出し、承諾を受けるものとする。

また、設計・建設の進捗状況について、本市に定期的に報告し、承諾を受けるものとする。なお、本市は、必要に応じて、建設請負事業者に対して是正等の勧告を行うことができる。

建設請負事業者は、設計・建設の進捗に合わせて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を本市に提出し、承諾を得るものとする。なお、引渡性能試験は、本市の立会いのもと性能保証項目について実施するものとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は、建設請負事業者の負担において法的資格を有する第三者機関が実施するほか、ダイオキシン類の分析は、ダイオキシン類に係る特定計量証明事業者の認定を受けた機関が実施するものとする。

また、本市による監視により、設計・建設の実施状況や結果が各種契約及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本市は建設請負事業者に改善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき当該事業者は必要な措置を講じるものとする。

イ 運営期間中の対応

本市は、運営事業者による運営の状況が要件を満たしていることを確認するために、運営の監視を行う。

運営の監視にあたっては、運営事業者による精密機能検査の結果や施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用い、運營業務委託契約で定められた頻度、方法に従っ

ているかを確認するものとする。また、本市による監視により、本施設が運營業務委託契約で定められた運営状態を満たしていない、又は、本施設の性能を十分に発揮していないと判断される場合には、本市は運営事業者に改善を要求するとともに、改善策を提出させるものとし、これに基づき運営事業者は、必要な措置を講じるものとする。

なお、必要に応じて、本市は自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析及び現場確認を行うことができることとし、その他必要に応じて周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

(4) 運営期間終了時の対応

運営期間終了時には、本市は運営事業者から提示された維持管理計画の実施状況や、運営事業者による精密機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設の劣化度等施設が適切な状況となっていることを確認する。

運営事業者は、運営期間終了時に要求水準書に定めた施設性能が維持されていることについて、本市より確認を受けた上で、引継を行うものとする。

10 公共施設の立地に関する事項

(1) 建設予定地

宮城県仙台市若林区今泉字上新田 103

(2) 建設工事面積

約 26,000 m²

(3) 都市計画事項

土地利用規制は以下のとおりである。

- | | |
|----------|--|
| ① 都市計画区域 | ごみ焼却場 |
| ② 用途地域 | 市街化調整区域 |
| ③ 建蔽率 | 60% |
| ④ 容積率 | 100% |
| ⑤ 防火地区 | 指定なし |
| ⑥ 景観計画区域 | 自然景観のゾーン（田園地ゾーン） |
| ⑦ 緑化率 | 敷地面積の 20%（杜の都の環境をつくる条例より） |
| ⑧ 積雪荷重 | 垂直積雪量 : 0.40 m
積雪単位荷重 : 20 N/m ² |

(4) その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質の概要、周辺概要等については、募集要項に示す。

11 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約に関する紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

12 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業は、令和14年12月に新焼却施設が供用開始予定であり、運營業務委託契約に規定される要件に基づいて引渡翌日から20年間の運営が適切に継続される必要があるため、運營業務委託契約書には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、又はその懸念が生じた場合等。）の責任の所在及び対応方法を示し、その規定に従い対応するものとする。

特に、運営事業者の責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本市は運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合、又は運営事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、本市は、運営事業者との運營業務委託契約を解除し、施設の運営に当たる新たな民間事業者を選定することができるものとする。

13 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の優遇措置に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置は行わない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援は行わない。

(3) その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、本市は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、本市と民間事業者で協議により対応策を検討するものとする。

14 その他事業の実施に関する必要事項

(1) 実施方針に関する問合せ先

ア 実施方針に関する意見・質問の受付

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりとする。また、本実施方針に関する意見、質問がある場合は、添付資料①「今泉工場建替事業 実施方針に関する意見・質問書」を郵送又は電子メールにより、下記の期間内に提出するものとし、電話等による問合せには応じない。

また、事業用地への視察及び事業用地に関する調査（水質調査、用地の空撮等）を希望する場合は、同様式を用いて、希望する調査事項、概要及び希望日時を簡潔に記載し、問合せ先へ提出すること。

ただし、当該調査については、本市が必要と認めたものに限り、実施の機会を設けるものとする。

（意見・質問書の提出先）

住 所：〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町 6-12 MS ビル二日町 4 階

宛 先：仙台市 環境局 施設部 施設課

E-mail：imaizumi-plant-rebuild@city.sendai.jp

（意見・質問書の提出期限）

令和 8 年 9 月 18 日（金）17:00 まで

（視察・事業用地に関する調査の期限）

令和 8 年 10 月 30 日（金）17:00 まで

イ 実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は下記期限までに本市のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった意見、質問に関しては、本事業に直接関係するもので、本市が必要と認めたものについて回答するものとする。

（意見・質問への回答公表期限）

令和 8 年 10 月 9 日（金）17:00 まで

ウ 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、必要に応じて実施方針の内容を変更する場合がある。

エ 問合せ先

住 所：〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町 6-12 MS ビル二日町 4 階

宛 先：仙台市 環境局 施設部 施設課

E-mail：imaizumi-plant-rebuild@city.sendai.jp

T E L：022-214-8241

F A X：022-214-8249

今泉工場建替事業
実施方針に関する意見・質問書

商号及び名称：

担当者氏名：

電話番号：

電子メール：

番号	頁	項目番号	項目名	意見・質問事項

※質問事項・意見ごとに番号をつけてください。

※質問は簡略に記載してください。

事業に係るリスク分担

期 間	リスク項目		概 要	分 担		備 考
				本市	民間 事業者	
1 全 般	制度 関連	制度・ 法令変 更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○		公害防止基準等の強化、廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正によるごみ区分の変更、維持管理基準等の強化などで、民間事業者に追加費用が生じる場合など
		税制変 更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク		○	
			上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○		消費税など
		政治	政策方針の変更による操業中止、コスト増大リスク	○		事業開始後の方針変更などで、民間事業者に追加費用が生じる場合
		許認可 取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○	建築確認申請、経済産業局への届出など
		交付金 等	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク		○	
			その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク	○		
	社会 環境	住民対 応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○	建設工事及び運営事業に係る住民への対応不良(騒音・振動問題、資材等運搬車両等のトラブル)など
			住民対応に伴う管理強化等による操業停止・コスト増大のリスク	○		住民協定等により仕様等をアップした場合など、要求水準の変更により民間事業者に追加費用が生じる場合
		第三者 賠償	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○	工事車両の事故、運営時における施設運転従事者のヒューマンエラーに起因する事故などにより賠償が発生した場合
		環境保 全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○	騒音・振動、臭気などが基準値等を超えた場合の対策・改善に係る追加費用の負担
	物価変動		インフレ／デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内)		○	賃金指数や物価指数などが一定(±1.5%)のアローワンス以内で変動している場合など
			インフレ／デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲外)	○		賃金指数や物価指数などが一定(±1.5%)のアローワンスを超えた場合など
	資金調達		民間事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○	運転資金の確保
			市において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○		市における一般財源(自己財源)の確保 交付金申請等に係るトラブルなど
	金利変動		金利上昇に伴う民間事業者における資金調達コストの増大リスク		○	

期 間	リスク項目	概 要	分担		備 考
			本市	民間 事業者	
		金利上昇に伴う市における初期投資に係る資金調達コストの増大リスク	○		地方債等への影響
	不可抗力	天災等の不可抗力によるリスク	○	△	地震、火災等による施設の破損などただし、損害額が一定の範囲内については、民間事業者が対応する
		一定の範囲内		○	請負代金額の 100 分の 1 の範囲内
		一定の範囲外	○		請負代金額の 100 分の 1 を超える額
	債務不履行	民間事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○	民間事業者が事業を継続できなくなった場合など(未運搬物がある場合は、民間事業者で処理を行い費用を負担)
		市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○		手続きの遅れ(支払いの遅延)など(未運搬物がある場合は、市で処理を行い費用負担)
2 設計段階	調査	民間事業者が提示する調査結果の誤りによるコストの増加リスク		○	
		市が実施する調査の誤りによるコストの増大リスク	○		地歴調査、土壌汚染調査、地下埋設物リスクなど
	設計	民間事業者の設計ミス等に基づく遅延によるコスト増大のリスク		○	
		本市の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコストの増大のリスク	○		
	変更	民間事業者の事由による計画変更、遅延によるコスト増大のリスク		○	
		本市の事由による計画変更、遅延によるコストの増大のリスク	○		
3 工事段階	工事遅延	資材調達、工程管理等の民間事業者の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク		○	民間事業者が調達先のトラブル等により、工事の遅延が発生した場合など
		市の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク	○		地元住民との建設工事協定等の調整トラブルにより工事が遅延した場合、市の承諾行為の遅延など
	工事費増大	民間事業者の事由による工事費の増大リスク		○	設計ミスにより、設計のやり直しや製作のやり直しが必要となった場合、速やかに工事に着手しなかった場合、民間事業者が調達先のトラブルにより調達トラブルが発生した場合など

期 間	リスク項目		概 要	分 担		備 考
				本市	民間 事業者	
			市の提示条件不備による工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク	○		当初、提示されていない条件が確認されて工事が遅延した場合など
	既存施設への影響		民間事業者側の事由による既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○	建設工事作業に伴って、隣接する既存施設が破損した場合、既存施設の利用動線の切替確保など
	試運転・引渡性能試験		試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコストの増大、遅延リスク		○	引渡性能試験結果により、改善→再試験の実施→確認が必要となった場合など
			試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○		市が試運転・引渡性能試験に必要なごみの確保(ごみの供給)ができなかった場合など
4 運 営 段 階	運 営	ごみ量・ごみ質	搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク	○		計画ごみ量及び計画ごみ質が著しく変動した場合の運営費のコストアップ(輸送費、電力、薬剤使用量が著しく増加した場合など)
		性能未達	施設が要求水準書(発注条件)に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○	設備上の事由により、公害防止基準値等を満足できない場合の改善・対策など
			運転維持管理に起因する性能未達		○	運転上の事由により、公害防止基準値等を満足できない場合の改善・対策など
		契約不適合責任	事業期間中において施設が契約の内容(要求水準)に適合しないものであったことが明らかになった場合のリスク		○	
		処理不適物の搬入	処理不適物が搬入された場合のリスク(処理責任など)	○		
		処理残渣の受入停止・制限	受入停止、制限が発生した場合のリスク	○		受入停止に係る代替処理費用負担など
		運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○	想定外の機器トラブルなど (民間事業者が運営費算出時に想定していた維持補修の時期・頻度と著しく変わった場合 → 設備・装置の寿命予測の誤りなど)
			受け入れた廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク(民間事業者の善良なる管理者として注意義務違反の場合)		○	処理不適物が混入したことによるごみピット火災、爆発の場合の修復など

期 間	リスク項目	概 要	分担		備 考
			本市	民間 事業者	
		受け入れた廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク(民間事業者の善良なる管理者としての注意義務を持っても排除できない場合)	○		
		その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○	
		ごみの収集・運搬及び処理残渣の処分等に伴う交通事故リスク	○		
	施設破 損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○	オペレーションミス等による事故・火災等が発生した場合の修復など
		施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因する施設破損のリスク		○	民間事業者の警備不備等により、第三者が施設へ侵入して施設を破損した場合など
		ごみ収集車・搬入車に起因する施設破損のリスク	○		運営管理者の指示に従わず、ごみ収集車などが計量棟、プラットフォームなどの設備等を破損した場合の修復など
	既存施設への影響	民間事業者の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○	回転機器の不調等による騒音被害の対策による損害など

業務範囲区分

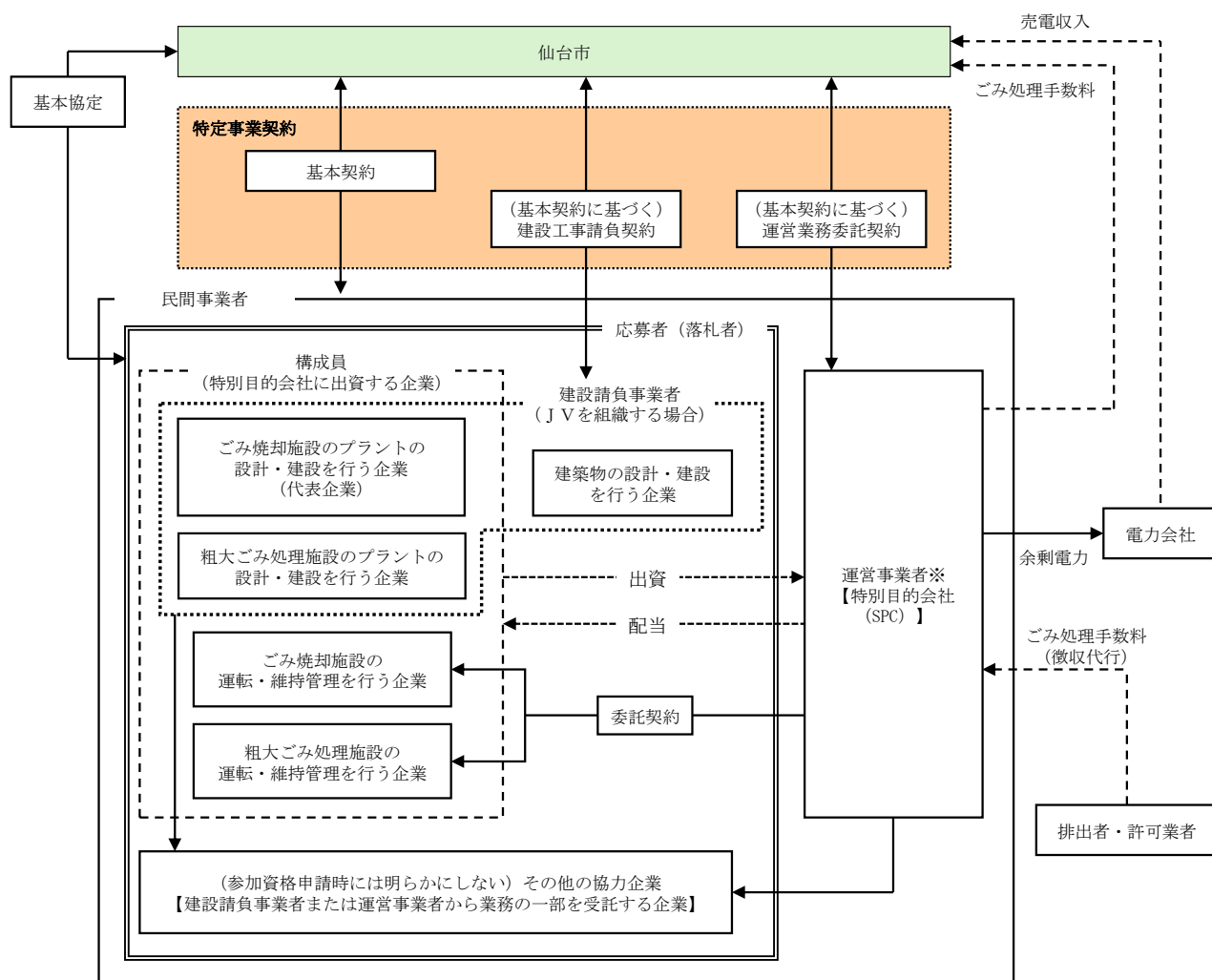
事業の内容		事業範囲区分	
		本市	民間事業者
施設整備に関する内容	1 新施設建設のための既存施設の解体		
	既存施設解体工事(環境事業所、貯留槽等)	○	-
	外構(囲障(フェンス等)や敷地内アスファルト等)の解体工事※	-	○
	樹木の伐採(必要に応じて)	-	○
	埋設された雨水配管の解体(必要に応じて)	-	○
	2 新焼却施設及び新粗大ごみ処理施設の建替整備	-	○
	3 建設期間中の警備員の配置	-	○
施設の運営に関する内容	4 処理対象物の受け入れ		
	搬入受付作業(台貫受付業務及びプラットホームへの車両誘導など)		
	焼却、粗大ごみの受付対応(入口計量:料金徴収を除く)	○	△ 本市の補助業務
	ごみの搬入受入作業(搬入受付周囲での搬入承認申請書の配布、記入事項の確認、搬入物確認、各プラットホーム内での一般持込者の案内指示を含む)	-	○
	ごみ処理手数料徴収に関する業務	-	○
	5 処理不適物・処理困難物の取扱い		
	処理困難物の受入確認	-	○
	処理困難物(処理不適物)の車両への積み込み	-	○
	処理困難物(処理不適物)の運搬・処分	○ 場外運搬および処分	○ 場内運搬
	処理不適物の持ち帰り指示	○	△ 本市の補助業務
	6 管理棟		
	管理棟の維持管理(清掃等)	○	-
	7 貯留、運搬、処理、再資源化作業		
	新焼却施設		
	焼却主灰及び飛灰処理物(埋立を前提とする)		
	貯留・管理、車両への積込	-	○
	運搬、処分	○	-
	落じん灰(資源化を前提とする)		
	貯留・管理、車両への積込	-	○
	運搬、処分	○	-
	新粗大ごみ処理施設		
	貯留・管理、車両への積込	-	○
	運搬、処分	○	-
	8 新焼却施設の運転		
	施設の運転操作	-	○
	可燃性粗大ごみ破砕機の運転維持管理	-	○
	運転計画の立案	-	○
	設備の運転状態の計測・記録及び諸統計の管理	-	○

事業の内容		事業範囲区分	
		本市	民間事業者
	所長(兼統括責任者)(所長は新粗大ごみ処理施設の所長を兼ねることも可能)	-	○
	法定有資格者(必要な有資格者は民間事業者で設置することとし、主な有資格者は下記に記すとおり)		
	技術管理士(ごみ処理、破碎・リサイクル)	-	○
	クレーン運転士	-	○
	危険物取扱者(乙類4種)	-	○
	電気主任技術者	-	○
	ボイラタービン主任技術者	-	○
	ボイラー技士	-	○
	車輛系建設機械運転技能講習修了者	-	○
	ガス溶接機技能者又は技能講習修了者	-	○
	エネルギー管理員	-	○
	防災管理者	-	○
	公害防止管理者	-	○
	定常的な分析業務		
	ごみ質等	-	○
	排ガス(ダイオキシン類、水銀等も含む)	-	○
	排水(ダイオキシン類等も含む)	-	○
	騒音・振動	-	○
	悪臭	-	○
	飛灰処理物(ダイオキシン類等も含む)	-	○
	作業環境(ダイオキシン類等も含む)	-	○
	展開検査	-	○
9	新粗大ごみ処理施設の運転		
	施設の運転操作	-	○
	破碎機・選別機等の運転維持管理	-	○
	運転計画の立案	-	○
	設備の運転状態の計測・記録及び諸統計の管理	-	○
	定常的な分析業務	-	○
	破碎鉄・アルミの純度・回収率	-	○
	作業環境	-	○
10	設備の保守・点検管理及び備品の管理 法定・定期点検整備(法定点検)業務(運転停止機器は除く)		
	新焼却施設	-	○
	新粗大ごみ処理施設	-	○
11	新焼却施設・新粗大ごみ処理施設の維持補修		
	維持補修計画(施設保全計画)の立案など	-	○
	維持補修の実施	-	○
	その他(例:市が策定する長寿命化総合計画(延命化計画)の見直し)	-	○
12	用役費等(民間事業者の使用分)		
	電気	-	○
	上水道	-	○
	薬剤	-	○
	燃料費	-	○
	消耗品	-	○
13	運転に必要な資材の受入調達及び運転管理上必要な工作機械、計測器類、工具類、予備品、消耗品等の管理	-	○
14	新焼却施設・新粗大ごみ処理施設に係る各種記録の作成・保存等		

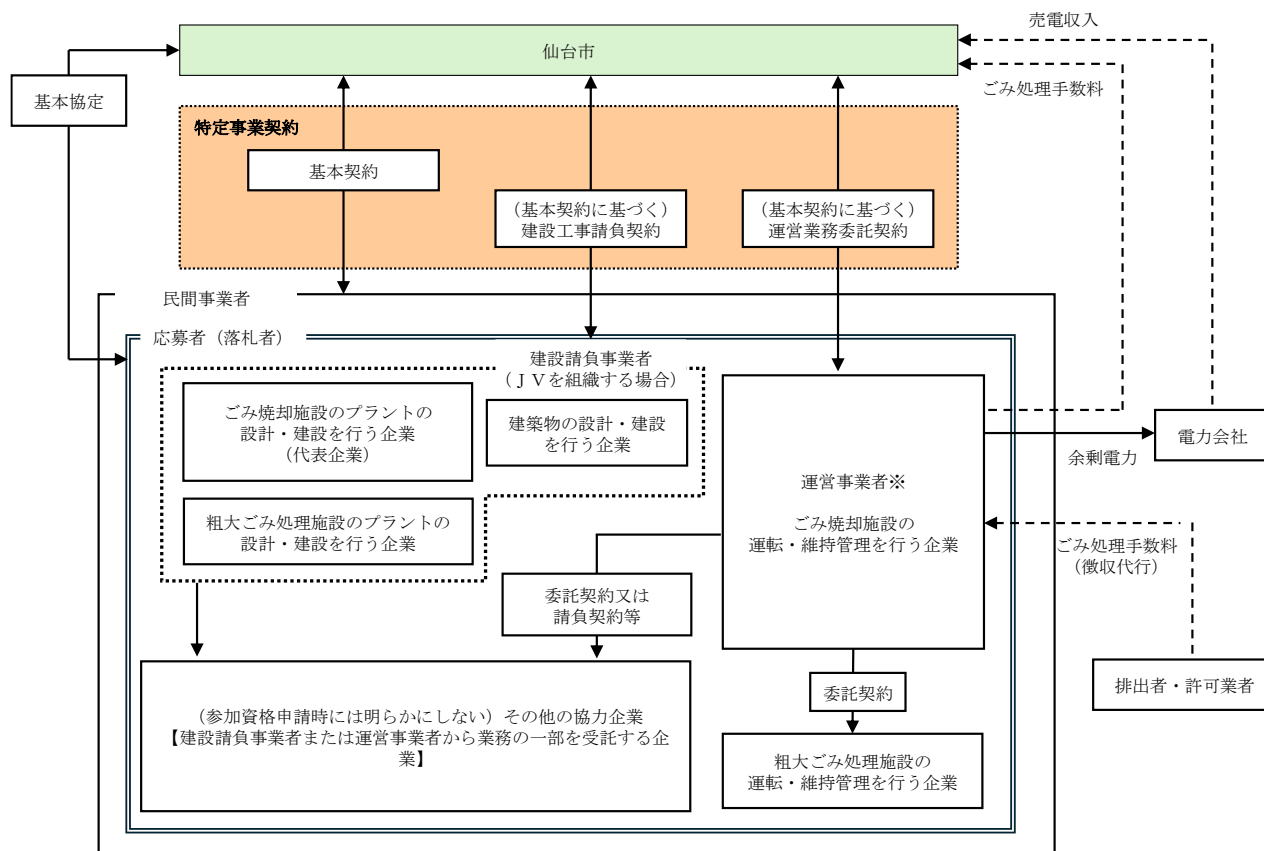
事業の内容		事業範囲区分	
		本市	民間事業者
	運転記録(日報・月報・年報)の作成・保存	-	○
	保守管理上の日報・月報・年報の作成		
	各種点検記録	-	○
	補修・整備に係る記録	-	○ (機器の補修履歴も含む)
	法令に関する記録	-	○
	各種測定記録	-	○
	その他必要なもの	-	○ (予備品・消耗品の管理も含む)
	統計事務の実施、及び各種報告書等の作成	-	○
15	運転要領書等の修正(運転現況に合わせた修正)	-	○
16	新焼却施設・新粗大ごみ処理施設に係る機能診断(定期機能検査)	-	○
17	新焼却施設・新粗大ごみ処理施設に係る精密機能検査	-	○
18	新焼却施設・新粗大ごみ処理施設に係る運営事務		
	建築部分の清掃	-	○
	駐車場の清掃	-	○
	外構・植栽整備	-	○
	構内の警備	-	○(必要に応じて契約を行うこと)
	工場棟内の電話使用料(民間事業者の使用分)	-	○
	事務管理(特別目的会社を設置する場合は年度ごとの会計報告等も含む)	-	○
	教育訓練	-	○
	消耗品・図書印刷・調査等	-	○
	各種保険	○(本市が付保するもの) (例:火災保険等)	○(民間事業者が付保するもの)
	その他必要なもの	○(本市で必要なもの)	○(民間事業者が必要なもの)
19	その他関連業務		
	災害及び事故発生時の緊急対応(平日)	△ (一時避難者受入)	○
	災害及び事故発生時の緊急対応(夜間、休祝日)	-	○ (一時避難者受入を含む)
	駐車場の維持管理		

事業の内容			事業範囲区分	
			本市	民間事業者
	その他必要なもの		○ (本市で必要なもの)	○ (民間事業者が必要なもの)
20	施設見学者への対応			
	パンフレット及び映像の作製		-	○
	見学者対応		○	△ 本市の補助業務
21	地元住民への対応		○	△ 本市の補助業務 (資料作成等)
22	余熱利用(新焼却施設から生ずる余熱利用(蒸気の利用方法))			
	電力関係			
	売電収益		○	-
	場内使用		○	○
	温水関係			
	場内利用(空調関係)		○	○
	場外利用(高温水を外部利用)		○	○
23	保証項目等に関する調整			
	保証項目確認検査及び初期トラブル改善等に関するモニタリングの実施		○	本市の補助業務 (資料作成等)
	保証項目確認検査及び初期トラブル改善等に関する記録の保存・提出		○	
24	運営管理状況のモニタリング		○	民間は セルフモニタリング実施

スキーム図(参考)【SPC を設立する場合】

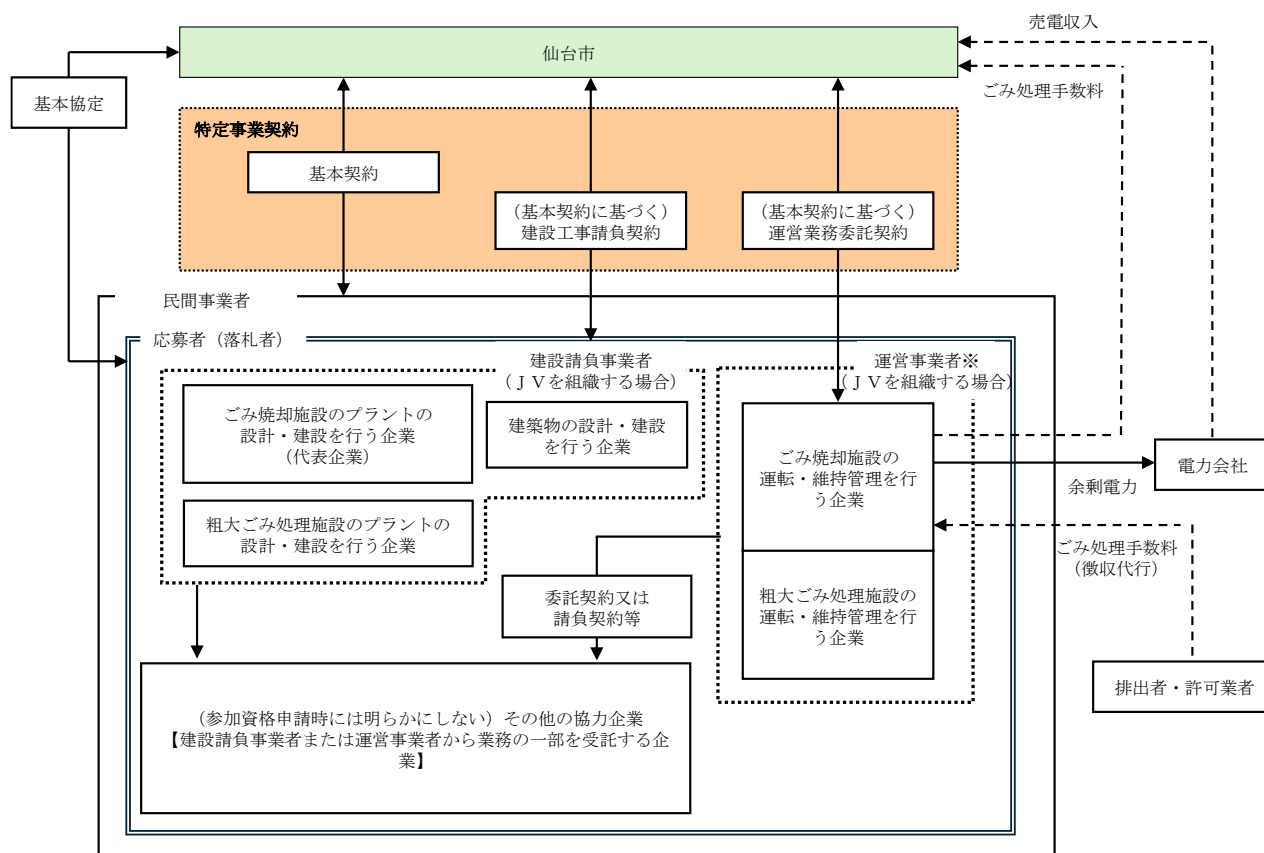


スキーム図(参考)【SPC を設立しない場合(運営にて JV を組織しない場合)】



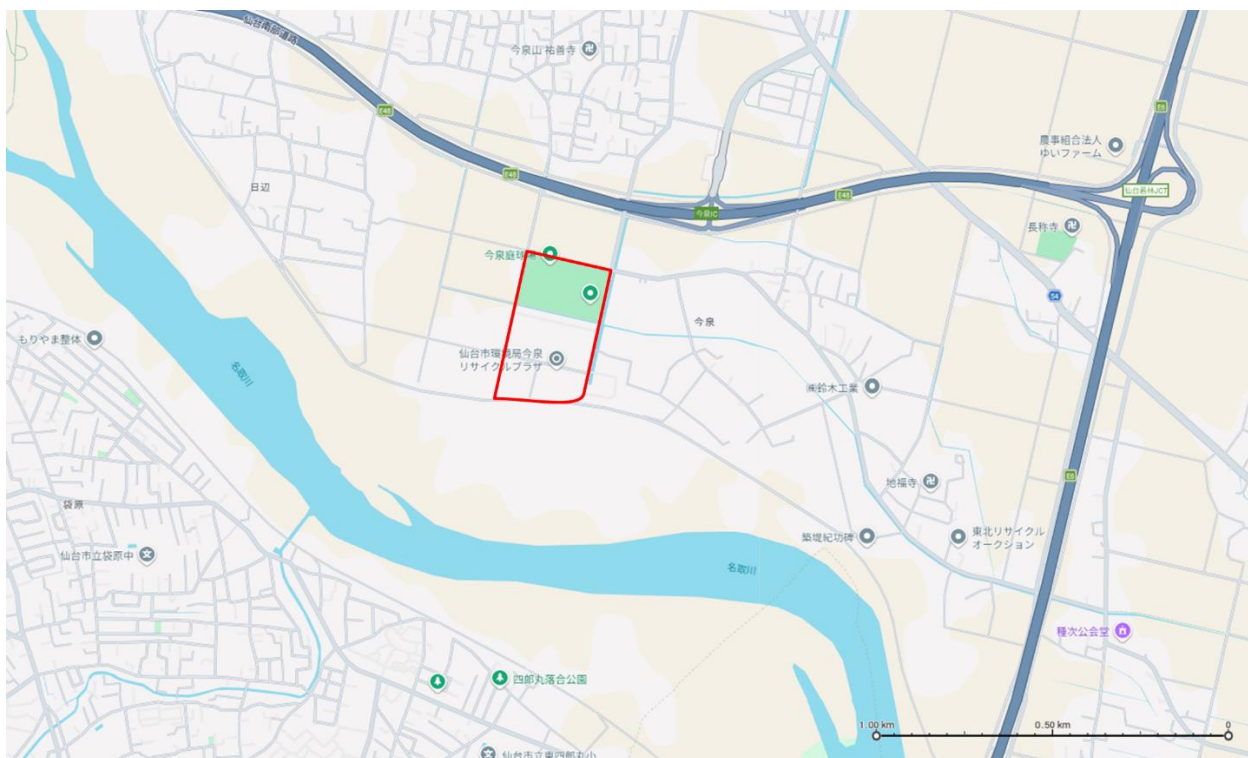
※運営事業者が締結する委託契約のうち、一般廃棄物処理に係るものは、仙台市、運転・維持管理を行う企業、処理業者との間で、当該処理に係る三者契約を締結する場合がある。

スキーム図(参考)【SPC を設立しない場合(運営にて JV を組織する場合)】



※運営事業者が締結する委託契約のうち、一般廃棄物処理に係るものは、仙台市、運転・維持管理を行う企業（JV）、処理業者との間で、当該処理に係る三者契約を締結する場合がある。

周辺地図



広域図（仙台市の清掃工場の位置関係）

